

輪島市監査公表第 4 号

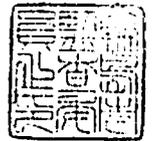
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、  
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年 1月28日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

平成25年1月18日（金） 教育委員会文化課

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 能登平家の郷松尾郎においては、宿泊利用者が年々減少している。食事の提供がない事が一つの要因であるが、地元の飲食店の方々と連携を図り、多くの方に活用していただけるよう努めていただきたい。
- 平成24年度中、事業が実施できず多額の予算残額が見込まれるものについては、速やかに減額補正をしていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

○備品台帳について

角海家の収蔵物については、専門家に調査委託しているとのことだが、備品台帳は管理業務の基礎となるものである。早急に台帳の整備をしていただきたい。